

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 8



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (総務事務センター取扱い) 2
- 鹿児島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 (※) (畜産課取扱い) 2

訓 令

- 鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 6

告 示

- 駐在機関の廃止 (2 件) (※) (人事課取扱い) 6
- 駐在機関の設置 (※) (人事課取扱い) 6
- 貿易振興関係職員の駐在機関の設置の一部改正 (※) (かごしま P R 課取扱い) 6
- 駐在機関の設置の一部改正 (2 件) (※) (かごしま P R 課取扱い) 6
- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱 (※) (中小企業支援課取扱い) 7

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第14号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 7 年鹿児島県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項第13号中「9 月」を「10 月」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第15号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則 (平成20年鹿児島県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 (見出しを含む。)中「第 2 条第 3 号ア(㉞)」を「第 2 条第 3 号ア(イ)」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「第 28 条第 2 号イ」を「第 28 条第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 16 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「公務又は通勤により生じた」とを「公務上の災害又は通勤による災害と」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「の長」を削る。

別表第 1 第 8 号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 17 号

鹿児島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）の施行に関し、法及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

（知事が必要と認める図書）

第 3 条 省令第 64 条第 1 項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築士の資格証明書の写し

(2) 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第 3 条第 3 項第 4 号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の審査を受け、適合証の交付を受けたときは、当該適合証

2 知事は、必要と認めるときは、前項に規定する図書のほか参考となる図書を添付させることがある。

（知事が不要と認める図書）

第 4 条 省令第 64 条第 2 項の知事が不要と認める図書は、前条第 1 項第 2 号に規定する適合証を添付する場合にあっては省令第 64 条第 1 項第 3 号ロの(2)から(5)までに規定する図書とする。

（申請の取下げ）

第 5 条 法第 3 条第 1 項の認定、法第 4 条第 1 項の変更の認定又は法第 6 条第 2 項ただし書の規定による認定の申請をした者は、当該認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

（建築等又は利用の取りやめ）

第 6 条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、取りやめ届出書（別記第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用状況の報告）

第 7 条 省令第 91 条の知事の定める日は、法第 6 条第 1 項の規定による工事完了の届出があった日から 5 年を経過する日の属する年及び同年以後 5 年ごとの各年の 8 月 31 日とする。

（雑則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

取下げ届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

届出人

氏名

法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）に基づく下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類（該当する□にレ印を付けてください。）
 - 法第3条第1項の認定
 - 法第4条第1項の変更の認定
 - 法第6条第2項ただし書の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由
- 4 備考

第 2 号 様 式 (第 6 条 関 係)

取 り や め 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住所
届 出 人
氏 名
〔 法 人 に あ っ て は , 主 たる
事 務 所 の 所 在 地 , 名 称 及
び 代 表 者 の 氏 名 〕

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条 第 1 項 第 8 号 中 「 9 月 」 を 「 10 月 」 に ， 「 4 日 」 を 「 5 日 」 に 改 め ， 同 条 第 2 項 第 4 号 中 「 ， 引 き 続 き 在 職 し た 期 間 が 1 年 以 上 で あり ， か つ 」 を 削 り ， 同 項 第 5 号 中 「 で あり ， か つ 」 を 「 で あ っ て 」 に 改 め ， 「 で あ っ て ， 引 き 続 き 在 職 し た 期 間 が 1 年 以 上 で あり の も の 」 を 削 る 。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 320 号

平成 18 年 3 月 24 日 鹿児島県告示第 521 号（駐在機関の設置）をもって設置した鹿児島地域振興局総務企画部日置市駐在機関は、令和 4 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 321 号

平成 28 年 3 月 29 日 鹿児島県告示第 374 号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、南薩地域振興局総務企画部指宿市駐在機関は、令和 4 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 322 号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
南薩地域振興局総務企画部南九州市顚娃駐在機関	南九州市顚娃支所内	地域振興に関する事務	令和 4 年 4 月 1 日

鹿児島県告示第 323 号

昭和 60 年 7 月 1 日 鹿児島県告示第 1029 号（貿易振興関係職員の駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

表中「PR・観光戦略部香港駐在機関」を「商工労働水産部香港駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第 324 号

平成 9 年 6 月 25 日 鹿児島県告示第 945 号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

表中「PR・観光戦略部上海駐在機関」を「商工労働水産部上海駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 325 号

平成 13 年 3 月 30 日 鹿 児 島 県 告 示 第 572 号 (駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し、 令 和 4 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

表中「PR・観光戦略部観光課奄美市駐在機関」を「観光・文化スポーツ部PR観光課奄美市駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 326 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 等 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 等 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

(鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 (昭 和 47 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1218 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 5 号 中「省エネルギー対策」を「デジタル・トランスフォーメーション若しくはカーボンニュートラルの実現」に改める。

別表第 1 成長企業応援資金の項中

「

(3) 先端技術
を導入し、
労働生産性、
付加価値額
又は売上高
経常利益率
の向上を図
る者

(4) 省エネ
ルギー対策又
は再生可能
エネルギー
の導入によ
り企業のコ
スト削減に
つながる取
組を行う者

」

を

「

(3) デジタル
・トランス
フォーメー
ションの実
現に向けた
取組を行う
者

(4) カーボン
ニュートラ
ルの実現に
向けた取組
を行う者

」

に改める。

別表第 2 中小企業振興資金 (融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項及び小規模企業活力応援資金 (融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。)の項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

(鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (平 成 22 年 鹿 児 島 県 告 示 第 376 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

附 則 第 5 項 中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 4 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。